

=====

◆□◆◆□ 群馬産業保健推進センター メルマガ第15号 ◆□◆◆□
□◆□◆□ ホームページ <http://www.gummasanpo.jp/> □◆□◆□

=====

このメルマガジンは群馬産業保健推進センターのホームページに掲載された
新着情報や産業保健関連情報等を配信しますので、是非お読み下さい。

--<群馬産業保健推進センターからのお知らせ>-----

1 平成19年国民健康・栄養調査結果の概要が公表される

厚生労働省は昨年12月25日、「平成19年国民健康・栄養調査」結果の概要を公表した。この調査は、健康増進法に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るため毎年実施されているもので、平成19年の重点調査項目は糖尿病、休養（睡眠）であった。

調査結果によると、糖尿病が強く疑われる人は約890万人（平成14年糖尿病実態調査：約740万人）、糖尿病の可能性が否定できない人は約1,320万人（前同調査：1,620万人）で、合わせて約2,210万人（2,360万人）と推定されている。糖尿病が強く疑われる人の治療状況について、「現在治療を受けている」と回答した人の割合は増加しているが、「ほとんど治療を受けたことがない」と回答した人は依然として4割に上っている。睡眠・休養について、「睡眠による休養が十分にとれていない」と回答した人は、15～19歳で最も高く男性で34.2%、女性で40.8%であった。また、20～40歳代でも約3割あった。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状況は、40～74歳でみると、男性の2人に1人、女性の5人に1人の割合でメタボリックシンドロームが強く疑われる人又は予備群と考えられる。詳細は下記厚生労働省ホームページでご覧頂けます。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1225-5.html>

2 仕事と生活の調和推進会議からの提言

「人にやさしい社会、活力ある社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスに取り組みましょう」

先月号において、過労死や精神障害の背景となっている長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることを目的とする労働基準法の一部改正が公布されたことを紹介しましたが、仕事と生活の調和推進会議では、ワーク・ライフ・バランスへの取組のため、次の3つの提言をしております。なお、提言の詳細及び「仕事と生活の調和推進モデル事業」への取組、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の工夫例など、下記群馬労働局ホームページでご覧頂けます。

- (1) 職場内で話し合いの場を作りましょう
- (2) 有給休暇が取得しやすい職場づくりをしましょう
- (3) 次世代法に基づく「行動計画」を作りましょう

＊次世代法：次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境整備を進めるための「次世代育成支援対策推進法」の略

<http://www.gunmaroudoukyoku.go.jp/>

3 相談機関利用促進員訪問指導事業場へのアンケート結果（21. 1月末現在）

「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」（厚生労働省委託事業）に基づく相談機関利用促進員による事業所訪問指導が昨年10月から始まり、本年1月までに115事業場を訪問指導しましたが、訪問指導を受けた事業場への効果把握などのため、昨年12月に訪問指導事業場へアンケート票を配布（以後は訪問指導時に配布）してアンケート調査を実施している。

その結果（中間集計）によると、本年1月末現在、18事業場から回答が寄せられたが、事業場規模は従業員数1,000名以上1件（5.6%）、50～299名9件（50.0%）、1～49名8件（44.4%）であった。相談機関利用促進員の説明について「説明はわかりやすかったですか」を問うに、「非常にわかりやすかった」8件（44.4%）、「わかりやすかった」10件（55.6%）とし、「促進員の説明を聞いてどのような感想をお持ちですか（複数回答可）」について、「メンタルヘルスの重要性を認識した」12件（66.7%：回答事業場数比）、「職場での取り組み方がわかった」6件（33.3%）、「相談機関を利用したい」2件（11.1%）と回答している。また、訪問指導事業場の対応に関し、「促進員の説明後に職場でのメンタルヘルス対策に取り組みましたか」を問うに、「取り組んだ」は6件（33.3%）で3分の1に止まっている。「取り組んでいない理由」について、「専門スタッフがいない」5件（38.5%）、「必要性を感じない」4件（22.2%）、「経費がかかる」2件（11.1%）の順になっている。

相談機関利用促進員による訪問指導による支援を受けてみたい事業場は、是非、当センターへご相談頂きたい。

4 当センターで実施の産業保健セミナー（3月～4月予定）のご案内

（1）「職場復帰の支援」

開催日時 3月5日（木）14：00～16：00

開催場所 ウェルサンピア高崎

高崎市島野町 1,358 (tel 027-353-1107)

講師 榎 悦子 相談員

内容 職場復帰の支援

心の健康問題により休業した人の職場復帰をどのように支援すればよいのか、事例を用いて検討します。

（2）「年間安全衛生計画の立て方」

開催日時 4月14日（火）14：00～16：00

開催場所 沼田市中央公民館

沼田市東倉内町 829-1 (tel 0278-23-0143)

講師 関口光男 相談員

内容 安全衛生計画は安全衛生自主活動の具体的プログラムです。安全衛生

管理体制というシステムを動かすプログラムをつくりましょう。

(3) 「職場のストレスマネジメントとメンタルヘルスケア」

開催日時 4月16日(木) 14:00～16:00

開催場所 大泉町文化むら

大泉町朝日 5-24-1 (tel 0276-63-7733)

講師 鈴木浄美 相談員

内容 「いろいろうまくいかないのは自分の性格のせいだ」とか、「相手の性格が悪いからだ」と思っていないですか？自分の思うように事が運ばない原因は、性格や人望ではありません。ただあなたが、時代に合ったソーシャルスキル(社会技能)を持っていないだけなのです。本講座では、変化の時代の中でのストレスマネジメントの仕方を学びます。

(4) 第286回セミナー「過重労働による健康障害の防止」

開催日時 4月21日(火) 14:00～16:00

開催場所 群馬産業保健推進センター

前橋市千代田町 1-7-4 (tel 027-233-0026)

講師 藤田晴康 相談員

内容 過重労働による身体・メンタル両面での健康障害を防止するため、医師による面接指導をどのように行うか、具体例とともに、効率的に評価するためのチェックリストの作成と使用について解説する。

(5) 「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」

開催日時 4月23日(木) 14:00～16:00

開催場所 桐生商工会議所

桐生市錦町 3-1-25 (tel 0277-45-1201)

講師 沼澤文子 相談員

内容 メンタルヘルス対策を推進する必要性は分かっているが、その方法等が分からず悩んでいる担当者に対しメンタルヘルス指針を提示し、共に考えていきます

5 他機関で実施の研修会等のご案内

(1) 歯科保健指導者研修会

開催日時 3月5日(木) 13:30～16:30

開催場所 群馬県庁 28階 281-A会議室

前橋市大手町 1-1-1 (tel 027-226-2606)

内容 テーマ「歯周病が及ぼす全身への影響について

—糖尿病と歯科のかかわり—」

座長(社)群馬県歯科医師会 公衆衛生委員会委員長 平形浩喜 氏

講演1「最近の糖尿病治療—歯科との連携の重要性」

講師 群馬大学医学部附属病院内分泌糖尿病内科 清水弘行 氏

講演 2 「歯周病と全身疾患—特に糖尿病との関係について」

講 師 東京歯科大学水道橋病院総合診療科 森山貴史 氏

対 象 者 保健師・栄養士等地域歯科保健関係者、歯科衛生士、医師、歯科医師

問合せ先 群馬県健康福祉部保健予防課 健康政策係

(tel 027-226-2606 fax 027-223-7950)

(2) 群馬県メンタルヘルスケア研修会

開催日時 3月6日(金) 14:00～16:00

開催場所 群馬建設会館

前橋市元総社町 2-5-3 (tel 027-252-1666)

内 容 講 演

テーマ「職場のメンタルヘルス—職場ストレスの変遷とその対策—」

講 師 竹内一夫 氏 (埼玉大学教育学部教授)

事例研究

座 長 真下延男 氏 (群馬県医師会理事)

シンポジスト 竹内一夫 氏

(埼玉大学教育学部教授 学識経験者)

井之川芳之 氏

(グラクソ・スミスクライン(株)開発推進部 衛生管理者)

長 由紀 氏

(株)ミツバ総務課健康支援室 看護師)

対 象 者 産業医、衛生管理者、保健師・看護師、人事・労務管理者など

参 加 費 無 料

問合せ先 群馬県医師会内

群馬県メンタルヘルスケア研修会 係

(tel 027-231-5311 fax 027-231-7667)

(3) 特定健診・特定保健指導の現状と課題

開催日時 3月6日(金) 18:00～20:00

開催場所 群馬大学医学部保健学科 中講義室 (新棟1階)

前橋市昭和町 3-39-22

内 容 特別講演

テーマ「特定健診・特定保健指導の現状と課題」

講 師 厚生労働省保険局国民健康保険課

在宅医療・健康管理技術推進専門官 掛川秋美 氏

対 象 者 地域保健医療従事者など

参 加 費 無 料

問合せ先 群馬大学保健学科大学院GP担当 小笠原・山上

(tel&fax 027-220-8962)

(4) 産業医学振興財団 産業保健実践講習会

開催日時 5月31日(日) 9:00～16:30

開催場所 神奈川県総合医療会館
横浜市中区富士見町 3-1

主催 (社) 神奈川県医師会、(財) 産業医学振興財団

内容 (1) 「メンタルヘルス不調者の職場復帰の進め方」
京都文教大学人間学部臨床心理学科教授
神田東クリニック院長 島 悟 氏

(2) 「新型インフルエンザ対策の構築の実際—改定ガイドライン—」
海外勤務健康管理センター
所長代理 濱田 篤郎 氏

(3) 「過重労働対策のための保健指導の実際」
労働衛生コンサルタント事務所オークス 竹田 透 氏

(4) 「メンタルヘルス事例研究—自殺予防対策の進め方—」
(株) 日立製作所日立健康管理センタ 副センター長
林 剛司 氏
(株) リコー人事本部 統括産業医
森田哲也 氏

受講料 10,000円

対象者 医師、保健師、看護師、衛生管理者、衛生推進者など

定員 200名

申込先 (財) 産業医学振興財団 業務部企画課
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-5-1 (東邦ビル 3 階)
(tel 03-3584-5421 fax 03-3584-5426)
財団のホームページか、指定の受講申込書によりファックスでの申込み。

申込期間 平成21年2月2日(月) から平成21年4月30日(木) まで

- 6 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金制度(産業医共同選任助成金)のご案内
従業員50人未満の小規模事業場が他の事業者と共同して産業医を選任し、職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を助成する制度であります。平成21年度の申請受付が2月から始まりますので、協力企業の方々などにご利用の勧奨等を頂きますようお願いいたします。(再掲)

①登録申請

平成21年2月1日から7月末日まで(申請期限が延期されました)

個々の事業場による個別登録申請と、複数の事業場がグループを形成しての集団登録申請とがあります。個別登録申請の場合には、業種、抱える産業保健上の課題、地理的要件などにより他の事業場との産業医の共同選任を当センターで支援いたします。

②登録手続き完了

平成21年7月末日まで(個別登録申請は8月末日まで)

産業医共同選任契約書（写し）の提出により、登録手続きが完了します。なお、契約する産業医が探せないときには、当センターにご相談ください。

③助成金支給要件

助成金は、事業場において行われた産業医による産業保健活動回数に応じ、下記により支給します。助成機関は3年です。

産業保健活動1回あたり21,500円×各年度4回まで＝86,000円（上限）

=====

<<群馬産業保健推進センターメール配信サービス解除、変更はこちらから>>

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

<<このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから>>

sanpo10@gummasanpo.jp

=====

《発行元》群馬産業保健推進センター

電話：027-233-0026 FAX：027-233-9966